

## 大分市開発行為の許可の基準に関する条例（案）の概要

### 1. 条例の制定理由

都市計画法では、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域の面積の 3%以上の公園等の設置が事業者に義務付けられています。

しかし、公園整備が一定程度進捗していること、また、小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加していることを踏まえ、平成 28 年 12 月に都市計画法施行令が改正され、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度について、1 ヘクタールを超えない範囲で条例に定めることができるようになりました。

本市においても開発行為に伴う公園等の設置基準について見直しを行い、条例を制定します。

### 2. 条例案の概要

#### (1) 趣旨

都市計画法及び都市計画法施行令の規定に基づき、開発行為の許可の基準に関し、条例で規定することにより規制の強化又は緩和をすることができる事項について定める条例です。

#### (2) 技術細目に定められた制限の緩和及び強化

本市における都市計画決定された街区公園の整備率は 97%を超え、街区公園の計画決定面積約 48 ヘクタールに対して、計画決定されていない公園を含めると、本市が管理している街区公園は約 107 ヘクタールと大幅に上回っている状況です。

本市におけるこれ以上の小規模公園の設置の必要性は低いと考えられることから、都市計画法第 33 条第 3 項の規定により、公園等の設置を義務付ける開発区域の面積を 0.3 ヘクタールから 1 ヘクタール以上に引上げ、公園等の 1 ヶ所当たりの面積を 300 平方メートル以上とします。

#### (3) 施行期日

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

#### (4) 経過措置

この条例の施行の前になされた手続は、従前の例により処理されます。つまり、令和 4 年 4 月 1 日より前に許可申請がされた 0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の開発行為については原則として公園の設置義務が生じます。